Ｚ会専用タブレット販売・補償サービス　利用規約

第１章　総則

第１条　総則

1　本規約は、株式会社Ｚ会（以下、「当社」といいます）が通信教育サービス等を受講している方向けに提供している、Ｚ会専用タブレットとその付属品（以下、併せて「Ｚ会専用タブレット等」といいます）の購入、および「Ｚ会専用タブレット補償サービス」（以下、「本補償サービス」といいます）の利用条件を取り決めたものです。Ｚ会専用タブレット等と本補償サービスをご利用の会員および保護者等（以下、「利用者」といいます）に適用されます。利用者は、本規約に同意する場合のみ、Ｚ会専用タブレット等および本補償サービスを利用できるものとします。
2　会員が未成年者（18歳未満）である場合、または18歳以上であっても保護者等の管理下にある場合は、必ず保護者等の方と一緒に本規約の内容を確認し、保護者等の同意を得た上で本サービスを利用してください。
3　なお、本規約に定めのない事項については、受講終了後も『Ｚ会の通信教育 共通利用規約』が適用されます。

第２章　Ｚ会専用タブレット等の購入

第２条　Ｚ会専用タブレット等の購入および所有権の移転

1　当社は、Ｚ会専用タブレットによる受講が可能な講座（以下、「受講サービス」といいます）を受講する会員に対し、受講月数および受講講座数等に応じた所定の価格にて、Ｚ会専用タブレット等を販売するものとします。
2　Ｚ会専用タブレット等の購入を希望する方は、当社所定のお申込方法で購入のお申込を行うものとします。当社がこれを承諾し、お申込の内容が当社のシステム上に登録された時点でＺ会専用タブレット等の購入に係る契約が成立するものとします。なお、契約者は、会員が未成年の場合は当該会員の保護者の方、会員が18歳、19歳の場合は当該会員と当該会員の保護者だった方の両者、会員が20歳以上の場合は本人となります。
3　Ｚ会専用タブレット等の所有権は、会員またはその保護者等の方による購入手続後、当社から発送したＺ会専用タブレット等が会員の指定住所に到達した時点で会員に移転するものとします。
4　契約者が、第１項の所定の月数・講座数に満たない期間で受講サービスの中止や内容変更をした場合には、所定の追加代金を支払うものとします。
5　前各項の定めによらず、キャンペーン実施等により異なる条件が提示された場合は、当該条件が適用されます。
6　会員の都合により、やむを得ずＺ会専用タブレット等を返品される際は、会員負担で当社へ返送するものとし、返送されたＺ会専用タブレット等が当社に到達した時点で所有権が当社に移転するものとします。

第３条　Ｚ会専用タブレット等の引渡しと保証期間内における無償交換

1　契約者は、Ｚ会専用タブレット等を受け取った後、直ちに内容物の不足ならびに商品の故障や物損等（以下、併せて「不足・故障等」といいます）の有無を確認するものとします。会員の指定住所に到達した日から14日以内に当社へ不足・故障等の連絡がない場合、正常な状態で引渡しが完了したものとみなします。
2　Ｚ会専用タブレットの保証期間は、お届け日より１年間です。初期不良の場合は、保証期間内に限り無償で交換します。
なお、保証期間内であっても、以下の項目に該当する場合は無償交換の対象外となります。
【無償交換の対象外】
(1) Ｚ会専用タブレットに同梱にて送付する保証書のご提示がない場合
(2) 故障機器の返却がなされない場合
(3) ご利用時または輸送・移動中の落下や衝撃などによる故障や損傷、盗難・紛失、その他故意又は過失により生じた故障
(4) 不当な修理や改造で生じた故障
(5) 地震、落雷、台風などの自然災害、火災、または不可抗力による故障
(6) 液晶画面の破損、端子部分への異物混入、水濡れ、異常電圧等の外部要因による故障
(7) 付属品類（専用ペン、アダプター・充電ケーブル）の故障

(8) 前各号に類する場合で当社の合理的な判断に基づき有償と認められる場合
保証期間経過後、または上記【無償交換の対象外】に該当する交換につきましては、有償でのご購入となります。
3　前項の保証期間内かつ無償交換の対象であるＺ会専用タブレットを交換する際には、保証対象のＺ会専用タブレット（以下、「保証品」といいます）を会員より当社負担で当社へ返送するものとします。交換品の正常なＺ会専用タブレット（以下、「交換品」といいます）が当社から会員の指定住所に到達した時点、または保証品が当社に到達した時点のいずれか遅いタイミングで、交換品の所有権は当社から契約者へ移転し、かつ保証品の所有権は契約者から当社へ移転するものとします。

第３章　Ｚ会専用タブレット補償サービス

第４条　本補償サービス（有償）の概要および契約成立

1　本補償サービスは、契約者が所有するＺ会専用タブレット（当社から直接購入した端末、または『Ｚ会専用タブレットレンタルサービス利用規約』に基づき所有権が移転したレンタル端末本体、ならびに同規約第９条第３項に基づき所有権の移転が保留されているレンタル端末本体を含みます）の故障や物損等に対し、所定の料金にて端末の交換を行える有償サポートサービスであり、契約者の任意によりお申し込みいただけるものとします。
なお、第３条の無償交換の対象である場合は、本補償サービスに優先して無償交換が適用されるものとします。
2　本補償サービスの契約は、Ｚ会専用タブレット等の購入時におけるお申込み、またはＺ会専用タブレットレンタルサービスからの移行（『Ｚ会専用タブレットレンタルサービス利用規約』に基づく所有権の移転に伴う場合のほか、同規約第９条第３項に基づく所有権の移転が保留中である場合を含みます）により成立します。
3　本補償サービスの補償期間は、以下の各号に定める日を開始日（始期）とし、契約者が第６条に基づき本補償サービスを解約した日、または受講サービスの受講終了月の末日を終了日（終期）とします。
(1) Ｚ会専用タブレットを直接購入した場合：対象のＺ会専用タブレットが会員の指定住所に到達した日
(2) Ｚ会専用タブレットレンタルサービスから移行した場合：レンタル期間の始期より25カ月目の初日

第５条　本補償サービス（有償）の補償内容

1　本補償サービスでは、補償期間中にＺ会専用タブレットに故障や物損等が発生した場合、契約者は所定の料金を支払うことで、同等品を購入することができます。所定の料金は、こちらをご覧ください。
なお、補償期間中であっても、以下の項目に該当する場合は補償の対象外となります。
【補償の対象外】
(1) 盗難・紛失、その他故意により生じた故障
(2) 不当な修理や改造で生じた故障
(3) 地震、落雷、台風などの自然災害、または不可抗力による故障
(4) 付属品類（専用ペン、アダプター・充電ケーブル）の故障
(5) 経年劣化・サビ
(6) 二次損害
(7) バッテリーの消耗
(8) 前各号に類する場合で当社の合理的な判断に基づき有償と認められる場合
本補償サービスの対象外となる場合、第７条に定める通り、別途Ｚ会専用タブレット等をご購入ください。
2　前項の場合において、新たなＺ会専用タブレットの販売をもってそれまでに使用していたＺ会専用タブレットに対する本補償サービスおよび当社のサポートは終了するものとし、新たなＺ会専用タブレットに対して本補償サービスおよび当社のサポートが自動的に引き継がれるものとします。

第６条　本補償サービス（有償）の解約

契約者は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも本補償サービスを解約することができます。

第４章　その他

第７条　追加購入

無償交換の対象外の場合、または本補償サービスの対象外である場合、別途当社が定める価格にてＺ会専用タブレット等を追加購入できるものとします。追加購入の価格は、こちらをご覧ください。

第８条　免責事項および禁止事項

1　当社は、無償交換や本補償サービスによる交換品等を含めて、Ｚ会専用タブレット内のデータ（学習履歴、個人情報、追加ダウンロードしたコンテンツ等）の保管、復元、移行等について一切の責任を負いません。廃棄する際のデータ消去・移行等は契約者自身の責任において行うものとします。
2　Ｚ会専用タブレットの保証期間経過後における不具合等について、本補償サービスに加入していない場合、当社は修理、交換、返品等の責任を一切負わないものとします。
3　Ｚ会専用タブレット等は、当社から提供を受けた利用者のみが利用することができます。第三者にＺ会専用タブレット等を有償・無償を問わず譲渡・貸与し、当該第三者に利用させたり、利用者が当社以外の第三者から提供を受けたＺ会専用タブレット等を利用したりすることはできません。前文に違反したＺ会専用タブレット等の利用およびこれにより利用者に生じた損害等について、当社は一切の責任を負いません。
4　Ｚ会専用タブレットの所有権移転後も、端末内のOS、アプリおよび学習コンテンツ等（以下、「本ソフトウェア等」といいます）の著作権その他知的財産権は当社または正当な権限を有する第三者に帰属します。利用者および契約者は、以下の行為を行ってはならないものとします。
(1) 本ソフトウェア等の改変、複製、リバースエンジニアリング、解析または抽出
(2) Ｚ会専用タブレットまたは本ソフトウェア等のセキュリティ機能や認証設定の不正な解除・回避
(3) 前各号により得られた情報やプログラムの第三者への開示または提供
上記の行為が行われた場合、当社は学習サービスの動作保証、サポートおよび補償等の提供義務を免れるものとし、これらに起因する損害について一切の責任を負いません。また、これにより当社または第三者に損害が生じた場合、当該利用者および契約者は連帯して、当社または当該第三者に対し、その一切の損害を賠償する責任を負うことがあります。

第９条　発効日

本規約は、2026年11月30日より効力を発するものとします。

制定日　2026年11月30日